

## グループホーム連絡会基金運用細則

### (基金の目的)

第1条 この基金は、グループホーム連絡会に所属するグループホームの相互扶助の精神に基づき、グループホームの運営逼迫の事態に至ったホームの運営の安定を図ることに寄与することを目的として設ける。

### (基金の財源)

第2条 この基金は、グループホーム連絡会に所属する会員の拠出金（会費のうち年額3分の1にあたる額）および基金に拠出するために行う事業収入等でまかなう。

### (基金の種類)

第3条 会員は基金設立の趣旨に基づき、次の場合に基金を利用するものとする。

- (1) 家賃助成
- (2) グループホーム新設および移転時の繋ぎ資金の貸付

### (家賃助成)

第4条 会員は、そのホームで退居者が出た場合、1ホーム年間3ヵ月分を上限として、この基金から退居により滞った家賃の助成を受けることができる。

- (2) 助成の申請は、退居のあった日から6か月以内とする。
- (3) ただし、同一運営法人内での異動、サテライトへの異動の場合は助成対象としない。

### (繋ぎ資金の貸付)

第5条 会員は、そのホームの移転、あるいは新たなホームの設立にあたって、横浜市からの補助金の拠出が決定されているものの、費用の必要な時期に入金されない場合、この基金から100万円を上限として繋ぎ資金の貸付を受けることができる。

- (2) 繋ぎ資金の貸付を希望するものが多数の場合、やむを得ず上限額を変更することもある。
- (3) 貸付の返済については、補助金の入金完了次第、速やかに返済するものとする。

### (基金運用手続き)

第6条 基金の運用を希望する会員は、所定の書面を事務局に提出する。

- (2) 会長、副会長で会員の申し出に関する補助金の決定を役員会にはかって決定するものとする。
- (3) 役員会まで待てないときは、会長の判断で決定し、事後役員会に報告し、承認を受けるものとする。

附則：基金は平成3年度グループLにより寄付されたコンサート収益をもとに設立。

この規約は、平成14年7月13日より施行する。

- 2 2019年6月29日より規約の一部を変更する。
- 3 2020年7月1日より規約の一部を変更する。